審査基準(公表用)

様式第3号

所管課 地域交流部 空港課

法令名	佐賀県佐賀空港条例	法令番号	平成 10 年佐賀県条例第 22 号
手続名	制限区域車両運行許可	根拠条項	第 10 条第 2 号

- 1 次の各号に掲げる者に限り、制限区域車両運行許可を与えることができる。
- (1) 航空整備士及びその補助者
- (2) 運航管理者及びその補助者
- (3) 旅客の誘導要員又は航空機との連絡要員
- (4) 燃料、貨物、機内食等の積卸要員
- (5) 制限区域に立ち入ることを本務とする者
- (6) その他佐賀空港事務所長が特別に必要があると認める者
- 2 制限区域車両運行許可は、空港の管理、運営に必要な最小限のもので、航空機の運航の安全を阻害する恐れがなく、かつ次の各号に掲げる要件を満たす車両に対して行うものとする。
- (1) 原則として、4輪以上の車両
- (2) 航空機から容易に識別できる鮮明な色で塗装されている、又は標識旗を掲げている車両
- (3) その他佐賀空港事務所長が特別に必要があると認めた車両

淮

受付	一件留空港事務所	処理	佐賀空港事務所	交付	佐賀空港事務所	標準処理期間		14 日	目次	E	
機関		機関		機関			標準経由期間	П		3	